

IAF TC WG-ICT&DS 文書

ISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025の移行（参考訳）

原文策定日：2025年4月7日

1. 序文

この文書は、ISO/IEC 27701:2025（プライバシー情報マネジメントシステム – 要求事項及び手引）及びISO/IEC 27706:2025（プライバシー情報マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項）の移行方法に関する、IAF TC WG ICT&DSのアドホックグループによって作成され、WG ICT&DSの同意を反映したものである。この文書は、IAFコミュニティにおけるISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025の一貫した移行を促進する一助となることが期待される。この文書は、IAFの必須文書又は参考文書として発行することを意図していない。

2. 2つの規格に関する複合的な移行

ISO/IEC 27701:2025は、2025年7月に発行される予定である。ISO/IEC 27706:2025が、ISO/IEC 27701:2025の発行日より前に発行されないことは確実である。この2つの規格の発行日は、同じ、又は非常に近いことが予想される。そのため、この文書では、各規格の個別の移行ではなく、2つの規格に関する複合的な移行を実施することが提案されている。

3. 移行に関する主な期間

移行期間は、移行に係る作業量に基づいて決定される。この作業量は、改訂された規格における技術的変更並びにPIMSスキームにおける認定機関、認定されたCAB及び被認証組織の数に影響される。この文書では、ISO/IEC 27701:2025の移行期間は、ISO/IEC 27706:2025の発行月の末日から36か月とすることが提案されている。

移行に関する主な期間を表1に示す。

表1 移行に関する主な期間

活動	期 日	期日の例 ISO/IEC 27706:2025 の発行日が2025年7 月の場合
認定機関（AB）		
ABは右記の期日までに、認証基準としてISO/IEC 27701:2025を用いるCABに対するISO/IEC 27706:2025の認定審査ができるように準備する。	ISO/IEC 27706:2025の発行月の末日から6か月	2026年1月31日
認証基準としてISO/IEC 27701:2025を用いるCABに対するISO/IEC 27706:2025の初回認定審査は、右記の期日までに開始する。	ISO/IEC 27706:2025の発行月の末日から9か月	2026年4月30日

ABによるCABの認定の移行は、右記の期日までに完了する。	ISO/IEC 27706:2025の発行月の末日から24か月	2027年7月31日
認証機関（CAB）		
CABは、右記の期日以降は、初回認証審査及び再認証審査にISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025を使用する。	各CABの認定の移行日に基づいて決定される。	
CABは、右記の期日以降は、全ての被認証組織に対してISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025を使用する。	ISO/IEC 27706:2025の発行月の末日から36か月	2028年7月31日

4. 移行プロセスにおける処置

AB及びCABは、移行に必要な処置をできるだけ早期に計画し、開始することが推奨される。AB及びCABの移行のために必要な処置を、それぞれ表2及び表3に示す。表中の「注記」欄に、対応する移行活動についての詳細な説明を記載する。

表2 – ABの移行処置

活動	要否	注記
ABの措置	要	<ul style="list-style-type: none"> — 2つの規格の新版と旧版の間の変更点を特定する。 — 必要な移行の取り決めについて、CABにタイムリーに周知することを確実にする。 — 変更の影響を受ける関連する要員が、ISO/IEC 27706:2025、ISO/IEC 27701:2025及び移行プロセスに対する力量を備えていることを確実にする。
CABの文書のレビュー	不要	
CABの文書に関する技術的レビュー	要	<ul style="list-style-type: none"> — CABによるギャップ分析、移行／実施計画、実施したことを見るために必要な証拠を含む、変更に関する関連文書、及びABが必要と判断したその他の関連情報のレビュー。
移行のために追加の審査工数が必要になる可能性はあるか？	要	CABの移行を確認するために少なくとも1人日の審査。
CABの本部事務所での技術的な認定審査（現地又は遠隔審査による）	該当する場合	ABが、CABの文書の技術的なレビューを通じてCABによる必要な変更及び実施をレビューできた場合は、CABの本部事務所の審査を実施する必要はない。ABがそれを確認できない場合は、事務所審査が必要である。

CABの審査の立会	不要	
認定の決定	要	<ul style="list-style-type: none"> — CABの文書の技術的なレビューの結果に基づき、移行を決定する。 — 移行の決定が肯定的な場合、認定したCABの認定情報を更新する。

表3 – CABの移行処置

活動	要否	注記
CABの措置	要	<ul style="list-style-type: none"> — 移行に関する取り決めを（ABが指定した移行の要求事項に従って）ABに提出するための計画と準備を行い、定められた期日に従ってISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025を適用する準備を整える。 — ギャップ分析を完了する。 — 関連するABの移行に関する取り決めを考慮して、ISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025の移行に関する取り決めを確立する。 — 移行に関する取り決めの継続的な実施を監視し、検証する。 — 変更の影響を受ける関連要員がISO/IEC 27706:2025、ISO/IEC 27701:2025、及び移行プロセスに関する力量を備えていることを確実にする。 — ISO/IEC 27701:2019の被認証組織に対して、移行に関する取り決め／方針を通知する。 — 該当する場合、ISO/IEC 27701:2025及びISO/IEC 27706:2025のABによる移行を完了した後に、被認証組織の移行活動を開始する。
移行審査	要	<p>移行審査は、特に技術的な情報セキュリティ管理策のレビューにおいて、文書レビューだけに依存してはならない。</p> <p>訳注：「技術的な情報セキュリティ管理策」には、ISO/IEC 27701:2025のセキュリティ管理策〔6.1.3 c)〕及びプライバシー管理策（附属書A参照）を含む。</p>
移行のために追加の審査工数が必要になる可能性はあるか？	要	<ul style="list-style-type: none"> — 移行審査を再認証審査と同時に実施する場合、少なくとも0.5人日の審査を追加する。 — 移行審査をサーバイランス審査と同時に、又は単独の審査として実施する場合は、少なくとも1.0人日の審査を追加する。
認証の決定	要	<ul style="list-style-type: none"> — 移行審査の結果に基づき、移行を決定する。 — 被認証組織のPIMSがISO/IEC 27701:2025の要求事項を満たす場合、被認証組織の認証文書を更新する。